

## 「指定管理者評価結果」を公表します

市では、指定管理者制度の導入目的である「市民サービスの向上」や「コスト削減」などの効果を検証するため、施設ごとに所管グループによるモニタリングや指定管理者選定評価委員会による評価を行っています。

令和4年度の施設管理の実績に対する評価結果の内容をお知らせします。

### ◆評価結果

施設	指定管理者	評価割合	評定区分	所管グループ・問合せ先
宅老所（3施設）	社会福祉法人高浜市社会福祉協議会	88.0%	A	健康推進グループ (Tel52-9873)
全世代楽習館	特定非営利活動法人全世代楽習塾	89.4%	A	
心身障害児福祉施設みどり学園	社会福祉法人高浜市社会福祉協議会	93.0%	A	こども育成グループ (内線362)
南部ふれあいプラザ・南部第2ふれあいプラザ	特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会	93.2%	A	総合政策グループ (内線366)
三高駅西駐車場	株式会社日本メカトロニクス	87.6%	A	財務グループ (内線306)
生涯学習施設など	高浜市総合サービス株式会社	91.0%	A	文化スポーツグループ (内線331)
スポーツ施設	特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ	91.1%	A	
図書館および郷土資料館	株式会社図書館流通センター	91.6%	A	
やきものの里かわら美術館	乃村工藝社・NTTファシリティーズ美術館運営共同事業体	92.7%	A	

#### 【評定区分の判定】

評価割合	評定区分
評価割合が80%以上	A（優良）
評価割合が50%以上80%未満	B（妥当）
評価割合が50%未満	C（要努力）

### ◆評価の流れ

毎事業年度終了後、学識経験者や個々の施設に関する専門家や市民などで構成する第三者機関「指定管理者選定評価委員会」が、指定管理者選定時の事業計画、指定管理者年度事業報告書、所管グループによる年度モニタリングの評価結果などに基づき、指定管理者評価基準により採点方式で評価しています。

評価結果は、「指定管理者評価基準」により評価された評価点を合算し、評定区分に基づき判定します。

### ◆指定管理者評価基準（標準例）

区分	評価項目
総則	施設の目的や基本方針の確立、職員の勤務実績・配置状況 など
施設整備の維持管理	施設・設備の保守点検、清掃管理、警備実績 など
運営およびサービスの質の向上	利用実績、サービス水準の確保、事故防止対策への取組み など



▲三高駅西駐車場

問合せ先 市役所財務グループ Tel52-1111(内線306)